省　令

○厚生労働省令第六十号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

厚生労働大臣　加藤　勝信

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第一（第十二条関係） 一～三百四十七　（略） 三百四十八　プシコースエピメラーゼ 三百四十九～四百六十五　（略）	**別表第一**（第十二条関係） 一～三百四十七　（略） （新設） 三百四十八～四百六十四　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省令第二十三号

道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和二年国土交通省令第二十号）の施行に伴い、電気事業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

経済産業大臣　梶山　弘志

電気事業法施行規則の一部を改正する省令

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（一般用電気工作物の範囲） **第四十八条**　［略］ ２・３　［略］ ４　法第三十八条第二項の経済産業省令で定める発電用の電気工作物は、次のとおりとする。ただし、次の各号に定める設備であって、同一の構内に設置する次の各号に定める他の設備と電気的に接続され、それらの設備の出力の合計が五十キロワット以上となるものを除く。 一～四　［略］ 五　次のいずれかに該当する燃料電池発電設備であって、出力十キロワット未満のもの イ　［略］ ロ　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）に設置される燃料電池発電設備（当該自動車の動力源として用いる電気を発電するものであって、圧縮水素ガスを燃料とするものに限る。）であって、道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第十七条第一項及び第十七条の二第五項の基準に適合するもの 六　［略］	（一般用電気工作物の範囲） **第四十八条**　［略］ ２・３　［略］ ４　法第三十八条第二項の経済産業省令で定める発電用の電気工作物は、次のとおりとする。ただし、次の各号に定める設備であって、同一の構内に設置する次の各号に定める他の設備と電気的に接続され、それらの設備の出力の合計が五十キロワット以上となるものを除く。 一～四　［略］ 五　次のいずれかに該当する燃料電池発電設備であって、出力十キロワット未満のもの イ　［略］ ロ　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項に規定する自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、カタピラ及びそりを有する軽自動車、大型特殊自動車、小型特殊自動車並びに被牽引自動車を除く。）に設置される燃料電池発電設備（当該自動車の動力源として用いる電気を発電するものであって、圧縮水素ガスを燃料とするものに限る。）であって、道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）第十七条第一項及び第十七条の二第三項の基準に適合するもの 六　［略］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この省令は、道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第十四号）の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。